明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第七条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～六　略］ 七　商品　法第二条第二十四項第三号の三に規定する商品をいう。 ［八～三十三　略］ ３　［略］ （外国通貨又は暗号資産の換算） **第三条**　法、令第五章若しくは第五章の二又はこの府令の規定により内閣総理大臣等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。）をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～六　同上］ 七　商品　法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。 ［八～三十三　同上］ ３　［同上］ （外国通貨の換算） **第三条**　法、令第五章若しくは第五章の二又はこの府令の規定により内閣総理大臣等に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第八条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　商品　法第二条第二十四項第三号の三に規定する商品をいう。 ［三～十二　略］ （外国通貨又は暗号資産の換算） **第三条**　法又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。）をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　商品　法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。 ［三～十二　同上］ （外国通貨の換算） **第三条**　法又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。